## 生活介護事業所 管理者 様

相模原市長 本村 賢太郎 (公印省略)

生活介護事業所における医師配置の臨時的な取扱いについて(通知)

日頃から、本市障害福祉行政の推進につきまして、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底と福祉サービスの継続 にご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、令和3年2月26日付けで、生活介護事業所における医師配置の取扱いについて 通知させていただきましたが、新型コロナウイルスの感染状況が再び拡大傾向にあること や、ワクチン接種等の開始により、医師の業務負担が大きくなることが予測されることか ら、当面の間、医師配置に関する取扱いを次のとおり緩和することとしますので、ご確認 いただきなすようお願いします。また、ご不明な点等につきましては、福祉基盤課までお 問い合わせください。

- 1 医師配置の要件の緩和
- (1)ビデオ通話等オンラインによる対応も可能とします。
- (2)<u>医師の事情等により、やむを得ず</u>、月1回の配置が困難な場合は、医師未配置減算 を適用しないこととします。
- 2 取扱いの期間

令和3年4月1日から当面の間 取扱いを終了する場合は、再度通知いたします。

3 留意事項

本通知により、令和3年4月の体制届の内容が変更となる事業所につきましては、福祉基盤課までご連絡ください。

以上

健康福祉局地域包括ケア推進部 福祉基盤課 指定・指導班 電話 042-769-9226 fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp